

議案第64号

北名古屋市基金条例の一部改正について

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年8月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、財政規律の一層の確保を図るため、決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度に繰り越さず基金に直接編入できることとするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例

北名古屋市基金条例（平成18年北名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、法第233条の2ただし書の規定により、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。